

事 務 連 絡
令和元年9月20日

旅行業関係各団体会長 殿

観光庁参事官（旅行振興）

豚コレラの発生予防及びまん延防止のための野生動物対策の強化について

件名について、別添のと通りの観光庁総務課経由で農林水産省より、不特定多数の人が出入りし、イノシシ等の野生動物が出現するおそれのある公園やキャンプ場といった野外におけるごみの放置禁止及びごみ置き場等における野生動物の接触防止等のごみ対策について、協力依頼が参りました。

つきましては、貴協会の会員に対し、上記の対策に御協力いただきますよう周知願います。

事務連絡
令和元年9月19日

参事官（旅行振興）殿
観光資源課長 殿

総務課長

豚コレラの発生予防及びまん延防止のための野生動物対策の強化
について（協力依頼）

標記件名について、大臣官房危機管理官（国官危管第9号 令元年9月9日付）から貴庁所管の関係者への周知依頼がありました。

については、貴課所管の関係者への周知方よろしくお願いいたします。

国官危管第9号
令和元年9月9日

都市局公園緑地・景観課長 殿
観光庁総務課長 殿

大臣官房危機管理官
(公印省略)

豚コレラの発生予防及びまん延防止のための野生動物対策の強化
について（協力依頼）

昨年9月に岐阜県において豚コレラが発生して以降、岐阜県及び愛知県に加え周辺
県で、野生イノシシへの豚コレラ感染拡大が続いている状況を踏まえ、農林水産省で
は飼養豚と野生イノシシが接触しないための対策を徹底するよう繰り返し都道府県
あて注意喚起等の対応を厳格化しております。

上記について、農林水産省より国土交通省に対して、別添（令和元年9月5日付元
消安第2223号）のとおり協力依頼がまいりました。

つきましては、野生イノシシにおける本病のまん延を防止するため、不特定多数の
人が出入りし、イノシシ等の野生動物が出現するおそれのある公園やキャンプ場とい
った野外におけるごみの放置禁止及びごみ置き場等における野生動物の接触防止等
のごみ対策について、貴局及び貴庁所管の関係者あて、協力依頼していただくようお
願いたします。



元消安第 2223 号
令和元年 9 月 5 日

国土交通省大臣官房危機管理官 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

豚コレラの発生予防及びまん延防止のための野生動物対策の強化
について（協力依頼）

日頃より、家畜衛生の推進に御協力いただき感謝申し上げます。

さて、昨年 9 月に岐阜県において我が国で 26 年振りとなる豚コレラが発生してから、飼養豚ではこれまで岐阜県、愛知県等 7 府県で 39 例の発生が確認されております。また、岐阜県及び愛知県に加え周辺県でも、野生イノシシの感染拡大が続いており、豚コレラ陽性事例が確認されている状況です。3 月からは野生イノシシへの我が国で初めての経口ワクチン散布を開始したところですが、その効果については、計画的にサーベイランスを行い評価していく必要があります。

こういった状況を踏まえ、国内防疫においては、豚等飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守により、飼養豚と野生イノシシが接触しないための対策を徹底するよう繰り返し都道府県宛て注意喚起してきた他、水際防疫では、海外からの畜産物の違法な持込みに対して警告書を発出する等の対応を厳格化したところです。

今後、常に国内に豚コレラウイルスが侵入・拡散する可能性があるという前提に立った上で、水際防疫を徹底しつつ、国内においても、家畜の所有者、行政等の関係者が緊密に連携し、実効ある防疫体制を構築することが必要です。

このことについて御理解いただくとともに、貴職からも野生イノシシにおける本病のまん延を防止するため、不特定多数の人が出入りし、イノシシ等の野生動物が出現するおそれのある公園やキャンプ場といった野外におけるごみの放置禁止及びごみ置き場等における野生動物の接触防止等のごみ対策について、地方自治体、関係団体等へ注意喚起いただきますよう御協力をお願いいたします。